

## 木地区における字の区域及び名称の変更方針

木地区においては、土地区画整理事業により幹線道路等が整備されており、新しい区画に合わせた字の区域及び名称の変更が必要となることから、変更の手続きを開始します。

なお、当該地区の事業完了時期は、平成30年度を予定しています。

### 字の区域について

区域割については、過去流山市で実施してきた字区域の変更方針と同様に、将来にわたって変更されることのない公共地物を境界としています。

木地区においては、都市計画道路等の幹線道路、つくばエクスプレス、河川・水路並びに現行の字の区域について考慮の上で、区域割を行いました。

### 字の名称について

名称変更については、対象区域を区画整理区域内とします。しかし、南流山小学校・中学校の用地については、区画整理区域外ではあるものの区画整理区域内と同じ字の名称であり、字の飛び地となることを防ぐために合わせて名称変更を行います。

### 各変更案について

#### (1) 変更案A「南流山9丁目～13丁目」

現在の南流山の字名を継承し、連続した丁目を付したものです。

現在の南流山2丁目～8丁目も、「大字流山」と「大字木」から名称変更が行われた地域であり、南流山1丁目～8丁目は流山の南の玄関となっています。また、木地区は南流山駅に近接しており、南流山の名を冠したマンション等も数多く、「南流山」はブランド（銘柄）として多くの人に親しまれ、定着していることから、南流山を用いた「南流山9丁目～13丁目」をA案としました。

なお、現在の南流山 1 ～ 8 丁目が算用数字表記のため、同様に算用数字で表記しています。

また、丁目の付番については、概ね区画整理の街区番号に合わせて、西から上下に付番しました。

## ( 2 ) 変更案 B 「新南流山一丁目～五丁目」

前述の理由から「南流山」の名称を用いつつ、一桁の丁目でおさめることを考えて、従来の南流山の区画整理から約 30 年経ち、新たに区画整理を行う地域であることから「新南流山一丁目～五丁目」を B 案としました。

また、丁目の付番については、県道松戸野田線を中心に時計回りに付番したものと街区番号の若い番号から付番したものの 2 通りを作成しました。

## ( 3 ) 変更案 C 「木一丁目～五丁目」

従前の字の名称「木」を使用し、「木一丁目～五丁目」を案 C としました。

また、丁目の付番については、B 案と同様に、県道松戸野田線を中心に時計回りに付番したものと街区番号の若い番号から付番したものの 2 通りを作成しました。